

会館維持費制度の廃止と「入会金制度」の創設のお知らせ

平成 22 年度通常総会で、以下のことが決定いたしました。

〈改正の経緯〉

会館維持費については、全額未納者の割合も高く、このまま会館維持費を存続させた場合、会員間の不公平感をより助長することが大きな課題になっていました。

このため、定款を改正し、現在の「会館維持費制度」を廃止し、全ての新入会員が公平に負担する「入会金制度」を創設することといたしました。

- 1 現行の会館維持費制度は、平成 22 年度をもって廃止し、平成 23 年度以降の新規入会者に対し、入会金制度を設ける。
- 2 入会金の納入を入会の必須条件とし、金額は 12,000 円とする。

〈注意事項〉

平成 23 年 4 月 1 日(改正定款施行日)までに、会館維持費未納の会員については、入会金(12,000 円)相当額以上の会館維持費が納入されていない場合は、会員の資格を失うこととなります。

また、12,000 円以上の会館維持費を納めているが、分割納入申請しており、まだ完納していない方については、来年度の入会金制度移行後も会館維持費(36,000 円)の納入義務は残りますので、完納にご協力くださるようお願いいたします。